

# 県立学校空調設備整備事業の整備手法について(要望)

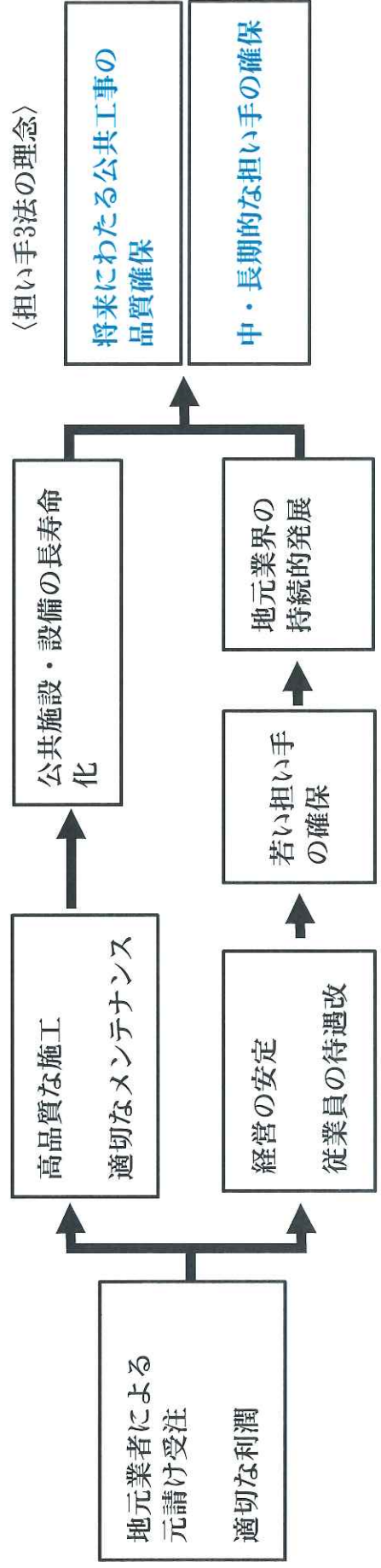
(一社)滋賀県空調衛生設備工業協会  
会長 大崎 裕士

県におかれては、平成29年度当初予算において、長浜北、長浜北星、彦根翔西館の県立学校3校の空調設備を**リース方式**により整備することとし、また平成31年度以降については、**PFI導入**可能性の検討を行うとされておりますが、県内業者の育成および公共施設の将来にわたる品質確保の観点から、県内設備業者に**直接発注**されるよう強く要望いたします。

## 〈リース方式の主な問題点〉

1. リース業者からの下請け受注では県内設備業者の育成につながらない。  
→ 下請け受注では適正な利潤確保が難しい。
2. リース業者の利益確保が優先され、工事費にしわ寄せがくる懸念がある。  
→ ダンピング受注への懸念(品質確保への懸念)
3. 県外業者では、きめ細かなメンテナンスに対応できない。  
→ 県内外の業者とも人手不足で、遠距離では十分手が回らない懸念。
4. 担い手3法の理念である「将来にわたる**公共工事の品質確保**」及び「**中・長期的な担い手確保**」の趣旨からの逸脱。  
→ 「安ければ良かろう」ではなく、担い手3法の理念実現に向けた発注方法に十分ご配慮いただきたい。
5. 滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例の趣旨からの逸脱。  
→ 当業界のみならず県内電気工事業者、県内設備機器販売業者の受注機会の逸失ともなり、県内経済への波及効果がきわめて低い。

## 〈担い手3法の理念実現への道筋〉



## 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律

### <背景>

- ダンピング受注、行き過ぎた価格競争 ○現場の担い手不足、若年入職者減少
  - 発注者のマンパワー不足 ○地域の維持管理体制への懸念 ○受発注者の負担増大
- <目的>インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保

▶H26.4.4  
参議院本会議可決(全会一致)  
▶H26.5.29  
衆議院本会議可決(全会一致)  
▶H26.6.4  
公布・施行

### ☆ 改正のポイントⅠ：目的と基本理念の追加

- 目的に、以下を追加
  - ・現在及び将来の公共工事の品質確保 ・公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保の促進
- 基本理念として、以下を追加
  - ・施工技術の維持向上とそれを有する者の中長期的な育成・確保 ・適切な点検・診断・維持・修繕等の維持管理の実施
  - ・災害対応を含む地域維持の担い手確保へ配慮
  - ・下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の賃金、安全衛生等の労働環境改善
  - ・技術者能力の資格による評価等による調査設計(点検・診断を含む)の品質確保 等

### ☆ 改正のポイントⅡ：発注者責務の明確化

- 担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格の適正な設定
  - 不調、不落の場合等における見積り徴収
  - 低入札価格調査基準や最低制限価格の設定
  - 計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更 ○発注者間の連携の推進 等
- 各発注者が基本理念にのっとり発注を実施
- 効果
- ・最新単価や実態を反映した予定価格
  - ・歩切りの根絶
  - ・ダンピング受注の防止 等

### ☆ 改正のポイントⅢ：多様な入札契約制度の導入・活用

- 技術提案交渉方式 →民間のノウハウを活用、実際に必要とされる価格での契約
- 段階的選抜方式 (新規参加が不当に阻害されないように配慮しつつ行う) →受発注者の事務負担軽減
- 地域社会資本の維持管理に資する方式 (複数年契約、一括発注、共同受注) →地元にも明るい中小業者等による安定受注
- 若手技術者・技能者の育成・確保や機械保有、災害時の体制等を審査・評価

法改正の理念を現場で実現するために、 ○国と地方公共団体が相互に緊密な連携を図りながら協力  
○国が地方公共団体、事業者等の意見を聴いて発注者共通の運用指針を策定

## 4. 平成29年度実施計画の基本方針

### (1) 施策の基本的な方向

条例第8条に定める3つの施策の基本に沿って、関係者と連携しながら積極的に中小企業活性化施策を展開します。

また、条例第9条の規定に基づき、中小企業者および関係団体等の有機的な連携を促進します。

#### 中小企業の活性化施策の基本方向(条例第8条)

##### 1. 中小企業による自らの成長を目指す取組の円滑化(第8条第2項)

- ① 将来において成長発展が期待される分野における参入・事業活動の促進
- ② 県民の安全・安心に配慮した事業活動の促進
- ③ 海外における円滑な事業展開の促進

##### 2. 中小企業の経営基盤の強化(第8条第3項)

- ① 中小企業の事業活動を担う人材の確保・育成
- ② 中小企業の経営の安定・向上
- ③ 創業・新事業の創出の促進
- ④ 中小企業者が供給する物品・役務等への需要の増進

##### 3. 産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動の活発化(第8条第4項)

- ① ものづくり産業
- ② 小売商業・サービス業
- ③ 観光
- ④ その他の産業分野

の特性に応じた中小企業の事業機会の増大

#### 中小企業者および関係団体等の有機的な連携の促進(第9条第1項)

### (2) 重点事項

平成28年度に実施した団体や地域に出向いての意見交換会やその場でのアンケート調査、職員による企業訪問等により、寄せられた中小企業者や関係者の皆さんの声などを踏まえ、平成29年度は、以下を重点事項として取り組みます。

#### ① 小規模企業者への支援

小規模企業者に焦点を当てた取組を実施し、小規模企業の活力が最大限に発揮され、事業の持続的な発展が図られることを支援します。

具体的には、ものづくりに携わる小規模企業者の受注体制確立や自社分析、発注企業の調達情報の収集・発信、近江の地場産業・地域特産品に対するブランド価値向上をはじめとした戦略的な取組支援、近江の地酒にかかる魅力発信や消費拡大への支援などにより、小規模企業者をはじめとするちいさな企業の活性化に向けた取組を支援します。

また、「滋賀県ちいさな企業応援月間」において、引き続き、ちいさな企業が担う役割や魅力を積極的に情報発信するとともに、経済団体などの関係機関と連携して、ちいさな企業への施策の周知および活用を促進します。